

公益財団法人山口県スポーツ協会スポーツ功労者賞贈与規程

(目的)

第1条 この規程は、スポーツ功労者賞（以下「賞」という）の贈与について定める。

(受賞条件)

第2条 この賞は、次の各号の一に該当するものと認められる者に贈与し、その功労を賞する。

- (1) 公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「協会」という）又はその加盟団体の発展のために永年尽力し、功労が顕著な者
- (2) 選手として、永年国際的又は全国的大会に出場し、優秀な成績をあげ、スポーツの振興に貢献した者
- (3) その他山口県スポーツ振興に尽力し、功労が顕著なものとして特に会長が認める者

(受賞者の決定)

第3条 受賞者は、協会又は加盟団体の推薦された者を別に選考委員会が審査し、理事会の承認を得て会長が贈与する。

(授与物件)

第4条 受賞者に対する表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の取消し)

第5条 この規程により賞を授与された者で、その対面を汚辱する行為があったときは、表彰を取り消すことがある。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年4月26日から施行する。
- 2 この規程は、昭和58年12月27日から改訂施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 5 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

公益財団法人山口県スポーツ協会スポーツ功労者賞

◆候補者推薦基準◆

「公益財団法人山口県スポーツ協会スポーツ功労者賞贈与規程」第2条第1号の規定に基づく候補者の推薦基準は、次のとおりとする。

1 団体の役職員を推薦する場合

- (1) 役職員として、通算15年以上在籍した者で、その団体の発展に功績が顕著な者であること
- (2) すでに、競技団体、市町体育・スポーツ協会及び中学校・高等学校体育連盟の受賞者（それに相当する受賞者を含む）であること

2 1に規定する者以外の者を推薦する場合

- (1) 20年以上にわたってその団体の発展に尽力し、功績が顕著な者であること
- (2) すでに、競技団体、市町体育・スポーツ協会及び中学校・高等学校体育連盟の受賞者（それに相当する受賞者を含む）であること

3 候補者の推薦は、1加盟団体より1名とする。

ただし、

- ・ 競技団体においては、登録人数により1～2名の増員の推薦をすることができる。
- ・ 郡市町体育・スポーツ協会においては、合併による事情も考慮することができる。

付 則

- 1 この基準は、昭和48年4月26日から施行する。
- 2 この基準は、昭和58年12月27日から改訂施行する。
- 3 この基準は、昭和62年2月8日から改訂施行する。
- 4 この基準は、平成2年5月17日から改訂施行する。
- 5 この基準は、平成17年5月25日から改訂施行する。
- 6 この基準は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 7 この基準は、令和5年4月1日から施行する。